



霧 島 市

令和 8 年度 償却資産（固定資産税）申告の手引き

本市の市税につきましては、日頃から格別のご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

固定資産税は、土地や家屋のほかに、会社や個人で事業をされている方が所有する償却資産（事業用資産）についても課税の対象となります。

償却資産を所有されている方は、毎年賦課期日（1月1日）現在に所有している償却資産について申告していただく必要があります（地方税法 383 条）。つきましては、この手引きを参照し、申告書等を作成の上、ご提出ください。

◎提出期限 令和 8 年 2 月 2 日（月）

（所有する資産に変動がない場合でも申告は必要です）

【申告の際のお願い】

- ☆ 申告書の提出は、電子申告（eLTAX）、郵送または窓口（平日のみ）にてお願いします。
- ☆ 窓口は期限近くになりますと大変混雑します。お早めの提出にご協力をお願いします。
- ☆ 郵送の場合で「控え」の返送を希望される方は、必ず返信用切手を貼付した封筒を同封してください。
- ☆ 償却資産をお持ちでない場合や転出、廃業等があった場合は、申告書の備考欄にその旨を記載し、提出してください。

《目次》

I 償却資産とは	P 1
II 申告から納税までの流れ	P 4
III 償却資産の申告について	P 5
IV 申告においての留意点	P 7
V 非課税・課税標準額の特例等	P 12
VI 償却資産申告書の記入方法	P 14
VII 種類別明細書の記入方法	P 15
VIII 償却資産の価格（評価額）の計算	P 17
IX 不申告又は虚偽の申告について	P 18
X 過年度への遡及について	P 18
XI 調査協力をお願い	P 18
XII 償却資産 Q & A	P 18

【提出先・お問い合わせ先】

〒899-4394 鹿児島県霧島市国分中央三丁目 45 番 1 号

霧島市役所 総務部 税務課 固定資産税グループ（国分シビックセンター1階 ⑩番窓口）

電話：0995-45-5111（内線 1381～1386、1389）

※償却資産申告の手引き・申告書・種類別明細書の各様式は、市ホームページからダウンロードできます。

※申告書は各総合支所（溝辺・横川・牧園・霧島・福山）地域振興課においても提出いただけます。

Ⅰ 償却資産とは

固定資産税の対象である「償却資産」とは、土地及び家屋以外の事業の用に供する（※）ことができる資産で、その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の所得の計算上、損金又は必要な経費に算入されるもののうち、その取得価額が少額である資産その他の政令で定める資産以外のもの（これに類する資産で法人税又は所得税を課されない者が所有するものを含みます。）をいいます（地方税法第341条第4号）。ただし、自動車税・軽自動車税の種別割の課税対象である自動車・軽自動車などは、償却資産（固定資産税）の課税対象外となります。

※「事業の用に供する」とは

「事業の用に供する」とは、「事業を行う上で、使用（利用）する」という意味です。所有者がその償却資産を自己の営む事業のために使用する場合だけでなく、社宅・寮その他の福利厚生施設などとして使用する場合や事業として他に貸し付ける場合も含みます。

なお、一つの資産を事業用においても家庭用においても使用している場合には、たとえ事業用に使用する割合が家庭用に使用される割合よりも小さい場合でも、その資産全体が償却資産の課税客体となります。

1 償却資産の種類と具体例

償却資産を「資産の種類」ごとに例示すると以下のようになります。なお、示した資産はごく一部ですので、下記の表にないものについては、これらの資産を参考に判断してください。

種 類	内 容
第1種 構築物	広告塔、外構、緑化施設、舗装路面、庭園、排水路、門、街路灯、煙突、焼却炉、水槽、防壁、その他土地に定着する土木施設、借店舗・借事務所等に施工した造作費 など
第2種 機械及び装置	工作機械、土木機械、印刷機械、食品製造機械、モーター・ポンプ等の汎用機械類、土木建設機械（ブルドーザー、パワーショベル等の分類番号を持たない大型特殊自動車）、その他各種産業用機械・装置、太陽光発電設備 など
第3種 船舶	漁船、貨物船、油槽船、ボート、ヨット、はしけ など
第4種 航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダー など
第5種 車両及び運搬具	大型特殊自動車（分類番号「0、00～09、000～099」、「9、90～99、900～999」の車両）、構内運搬車、貨車、客車など 【注】自動車税・軽自動車税の種別割が課税されるものは対象となりません。
第6種 工具・器具及び備品	各種工具、応接セット、事務机・いす、陳列棚、看板、壁掛け式エアコン、パソコン、テレビ、冷蔵庫、電話、コピー機、ファクシミリ、自動販売機、医療機器 など

※1 建物附属設備等については、家屋と償却資産に区分して評価しています。詳しい内容については、7・8ページをご覧ください。

※2 小型・大型特殊自動車については、9 ページをご覧ください。

2 申告の対象となる資産

賦課期日である1月1日現在で、事業の用に供することができる資産です。なお、次のような資産も申告が必要になります。

- (1) 簿外資産（会社等の帳簿に記載されていない資産）
- (2) 償却済資産（減価償却が終わった資産）
- (3) 減価償却を行っていない資産（赤字決算のため全く減価償却をしていない場合等）
- (4) 建設仮勘定で経理されている資産（賦課期日時点で事業の用に供することができる部分については申告が必要です。）
- (5) 法人税等を課されない者が所有する資産
- (6) 決算期以後取得された資産でまだ固定資産台帳に計上されていない資産
- (7) 福利厚生のに供する償却資産
- (8) 少額であっても個別に減価償却することを選択した資産
- (9) 遊休資産（稼働を休止しているが、事業の用に供する目的をもって所有している資産）
- (10) 未稼働資産（既に完成しているが、未だ稼働していない資産）
- (11) 改良費（資本的支出：新たな資産の取得とみなし、本体とは区分して取り扱います。）
- (12) 租税特別措置法の規定による中小企業等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入特例を適用した資産

3 申告の対象とならない資産

次にあげる資産は、償却資産の対象にならないので申告の必要はありません。

- (1) 建物本体（固定資産税の「家屋」に該当するもの）
- (2) 耐用年数が1年未満のもの（国税申告上「消耗品」等として損金算入が認められるもの）
- (3) 自動車税・軽自動車税の種別割の課税対象となるもの
- (4) 上の(3)の付属品（取り外しができないカーナビ、農業トラクタ用アタッチメント等）
- (5) 無形固定資産（特許権、営業権、ソフトウェア等）
- (6) 美術品等の非減価償却資産
- (7) 牛、馬、果樹、その他の生物（観賞用、興行用その他これらに準ずる用に供する生物を除く）
- (8) 繰延資産（創立費、開業費、開発費等）
- (9) 棚卸資産
- (10) 少額資産（※国税の少額資産と取扱いが異なります。詳しくは、以下の表をご覧ください。）

地方税法第341条第4号及び地方税法施行令第49条の規定により、下記①～③の資産については、固定資産税（償却資産）の申告対象から除かれます。

- ① 取得価額10万円未満の資産のうち一時に損金算入したもの
- ② 取得価額20万円未満の資産のうち3年間で一括償却したもの
- ③ 法人税法第64条の2第1項または所得税法第67条の2第1項に規定するリース資産で取得価額20万円未満のもの※
ただし、下記④・⑤の資産については、固定資産税の申告対象となります。
- ④ 租税特別措置法の規定により、中小企業特例を適用して損金算入した資産
- ⑤ 少額であっても個別に減価償却することを選択した資産（法人のみ。個人は取得した年の経費に全て算入される。）

取得価額 償却方法	10万円未満	10万円以上 20万円未満	20万円以上 30万円未満	30万円以上
① 一時損金算入	申告対象外			
② 3年一括償却	申告対象外			
③ リース資産	申告対象外		申告対象※	
④ 中小企業特例	申告対象			
⑤ 個別減価償却	申告対象			

※ リース資産は原則としてリース会社が申告しますが、ファイナンス・リースのうちリース期間経過後にその資産を無償又は名目的な対価により譲渡する条件のリース取引等の場合は賃借人（実質的な買主）が申告してください。

4 業種別の主な償却資産

償却資産を「業種」別に例示すると、次のようになります。



※ 上記に掲載のない事業用資産も償却資産となりますので、すべての資産を漏れなくご申告ください。

[不動産業]



▼おもな対象資産一覧表 ※建物部分は家屋として課税されます。

資産の種類	具 体 例（太字は上に掲載していないもの）
構 築 物	外構工事一式（ブロック塀、舗装、車どめ、外灯（屋外配線工事を含む）、側溝・グレーチング、インターロッキング・カラータイル舗装、看板・門・アーチ、フェンス、植え込み・花壇・植栽）、自転車置場、ゴミ置き場、簡易倉庫（基礎がないもの）など
建物付属設備	受変電設備、電気引込工事・屋外コンセント配線、水道引込工事・屋外給排水設備、ガスメーター・屋外ガス設備、屋外消火栓設備、LAN 設備など
機械及び装置	太陽光発電設備（屋根と一体型でないもの）、監視カメラ（本体、架台）・受像機（テレビ）など
工具及び備品	エアコン式（壁掛け式のもの）、オートロック・宅配ボックス・郵便受け、家電付き物件における家電類（洗濯機、乾燥機、冷蔵庫、テレビなど）、家具（造り付けでないもの）、消火器（ボックス、ホース、ノズル一式）、避難器具など

※ 国税申告上「建物一式」となっている場合等は、工事見積書などにより対象資産を区分してご申告ください。

II 申告から納税までの流れ

① 申告書の提出

賦課期日（1月1日）現在所有している償却資産を、その年の1月31日までに、資産が所在する市町村に申告してください。

② 価格等の決定及び課税台帳への登録

償却資産の価格等（評価額、課税標準額※など）は、申告及び調査に基づいて決定し、償却資産課税台帳に登録します。価格の算出方法については、詳しくは17ページをご覧ください。

※ 課税標準額とは…賦課期日（1月1日）現在の資産評価額に基づき決定した価格で、償却資産課税台帳に登録したもの。課税標準額の特例の適用を受ける資産以外は、評価額＝課税標準額となります。

③ 課税台帳に登録した旨の公示

価格等を償却資産課税台帳に登録した旨を市長が公示します。

④ 課税台帳の閲覧（4月1日～5月31日）

償却資産課税台帳に登録した価格等は、税務課（又は各総合支所）において所有者、納税管理人、代理人等及び固定資産税の課税に直接関係を有する方へ閲覧に供しています。

⑤ 審査の申出

償却資産課税台帳に登録された価格に不服のある方は、課税台帳に価格等を登録した旨を公示した日から納税通知書の交付を受けた日後3ヶ月を経過する日までの間に、文書をもって霧島市固定資産評価審査委員会に対して審査の申し出をすることができます。

⑥ 納税通知書の交付

下の算式により税額を算出し、5月中旬頃に納税通知書を交付します。

$$\text{税額（100円未満切捨て）} = \text{課税標準額の合計（1,000円未満切捨て）} \times \text{税率（1.4\%）}$$

※償却資産の課税標準額の合計が150万円（免税点）未満の場合は、償却資産については課税されません。また、土地や家屋を含めて固定資産税が発生しない場合は納税通知書を交付しません。

⑦ 納税

通常4回の納期（霧島市では、5月、7月、12月、翌年の2月）に分けて納めていただきます。具体的な納期は、納税通知書等でお知らせします。

III 償却資産の申告について

1 申告していただく方

工場や商店の経営、駐車場やアパートの貸付等、事業を行っている会社や個人の方で、1月1日現在、償却資産を所有されている方です。

※地方税法383条の規定により、毎年1月1日（賦課期日）現在の所有状況（種類、取得時期、取得価額、耐用年数等）を申告していただく必要があります。

なお、次の方も申告が必要です。

- (1) 償却資産を他に賃貸している方
- (2) 所有権移転外ファイナンス・リースの場合、償却資産を所有している貸主の方
- (3) 割賦販売の場合等、所有権が売主に留保されている償却資産は原則として買主の方（所有権移転ファイナンス・リースの場合も同様の考え方により原則として借主の方）
- (4) 償却資産を共有されている方（各々の持分に応じて個々に申告されるのではなく、代表者を決めて共有者の連名で申告してください。（例：霧島太郎 外1名））
- (5) 内装・造作及び建築設備等を取り付けた賃借人（テナント）等の方
- (6) 福利厚生施設（会社の寮等）に係る償却資産を所有している方
- (7) 本市から申告書を送付した方

償却資産を所有していない場合は、償却資産申告書の「18 備考」欄に「該当する資産なし」と記入し、廃業等により事業を行っていない場合は、「廃業等の理由と異動年月日」などを記入して提出をお願いします。（下表を参照）

2 提出していただく書類

- (1) 必ず提出いただくもの

		提出書類		記入上の注意事項
		申告書	明細書	
紙申告	資産の増減があった方	○	○	償却資産申告書 18 備考欄に記載の 前年度より増減「有」を○で囲み、種類別明細書には増減があった資産を加筆修正。
	資産の増減がなかった方	○	○	償却資産申告書 18 備考欄に記載の 前年度より増減「無」を○で囲む。
	該当する資産が無い方	○		償却資産申告書 18 備考欄に「該当する資産なし」と記入。
	廃業・解散・転出された方	○		償却資産申告書 18備考欄に 「廃業等の理由と異動年月日」を記入。
電子申告	資産の増減があった方	○	○	全資産用の明細を添付。
	資産の増減がなかった方			
	該当する資産が無い方	○		償却資産申告書 18 備考欄に「該当する資産なし」と記入。
	廃業・解散・転出された方	○		償却資産申告書 18 備考欄に「廃業等の理由と異動年月日」を記入。

(2) 該当する資産がある場合に提出いただくもの

	提出が必要な書類
課税標準の特例が適用される資産を所有	事実を証明する書類
非課税資産を所有	事実を証明する書類
短縮耐用年数を適用した	国税局長の承認通知書（写）
増加償却をした	税務署長への届出書（写）
課税免除・減免該当資産を所有	課税免除申請書又は減免申請書、事実を証明する書類

※ 必要書類を申告書に添付された場合は、申告書の「18 備考」に添付された書類名を記入してください。

3 申告方法

申告は、これまでの書類提出による申告のほか、地方税ポータルシステムにより申告データをインターネットで送信する方法（電子申告）があります。電子申告（eLTAX）をご希望の方は、次のホームページをご覧ください。

ホームページ：<https://www.eltax.lta.go.jp/>

検索サイトからも検索できます。「エルタックス」と入力後、検索をクリック

4 申告書の提出先

霧島市役所税務課 又は 各総合支所地域振興課の窓口にご提出ください。また、郵送でも提出することができます。申告書控え（受付印を押印したもの）の返送が必要な場合は、切手を貼付した返信用封筒を同封してください。切手の貼付がない場合は返送いたしかねますので、あらかじめご了承ください。

※ 償却資産申告の手引き・申告書・種類別明細書の各様式は、市ホームページからダウンロードできます。

5 申告書等の提出期限

令和8年2月2日（月）

※所有する資産に変動がない場合でも申告は必要です。

期限近くになりますと窓口が大変混雑しますので、可能な範囲で1月20日（火）頃までの提出にご協力いただきますようよろしくお願いします。

Ⅳ 申告における留意点

1 国税の取扱いとの違い

項目	国税（法人税・所得税）の取扱い	固定資産税（償却資産）の取扱い
償却計算の基準日	事業年度（決算期）	賦課期日（1月1日）
減価償却の方法	定率法、定額法等の選択制度	「固定資産評価基準」に定める減価率（原則として「旧定率法」）によります。
前年中の新規取得資産	月割償却	取得月によらず半年償却
圧縮記帳	認められます。	認められません。※1
特別償却・割増償却・即時償却（租税特別措置法）	認められます。	認められません。
評価額の最低限度	備忘価額（1円）	取得価額の100分の5 ※2
中小企業特例を適用した損金算入	認められます。	金額にかかわらず認められません。

※1 固定資産税では圧縮記帳の制度がありませんので、圧縮前の取得価額で申告してください。

（例：200万円の機械を100万円の補助を受けて購入した場合

⇒償却資産（固定資産税）の申告では、取得価額200万円で申告）

※2 減価償却が終わっていても、償却資産（固定資産税）では課税対象です。償却済資産は取得価額の5%として評価します。

2 建物附属設備・建築設備

家屋（建物）には、電気設備、給排水設備、衛生設備、空調設備、運搬設備等の建築設備（家屋と一体となって家屋の効用を高める設備）が取り付けられていますが、固定資産税においては、それらを家屋と設備等の所有関係によって、家屋と償却資産に区分して課税されます。

一方、特定の生産又は業務用の設備などについては、所有関係にかかわらず、償却資産として課税されます。＜下表参照＞

	家屋と設備等の所有関係	
	同じ	異なる
○家屋と構造上一体となって家屋の効用を高めるもの （電気設備、給排水設備等）	家屋	償却資産
○特定の生産又は業務用の設備等 ○独立した機器としての性格の強いもの ○取り外しが容易で、別の場所に自在に移動できるもの	償却資産	償却資産

具体的な例については、次ページの＜家屋と償却資産の区分表＞をご覧ください。

<家屋と償却資産の区分表>

※貸店舗などにおいてテナントが取り付けけた建築設備等（特定附帯設備）は、テナント（借主）側が申告してください。

設備等の種類	設備等の内容	家屋と設備等の所有関係			
		同じ場合		異なる場合	
		家屋	償却資産	家屋	償却資産
建築工事	内装・造作等（床・壁・天井仕上、店舗造作等工事一式）	○			◎
電気設備	受変電設備、発電機設備、蓄電池設備、無停電電源設備、中央監視設備、LAN 設備		◎		◎
	電灯コンセント設備・照明器具設備のうち屋内設備一式、避雷設備、火災報知設備	○			◎
	電灯コンセント設備・照明器具設備のうち屋外設備一式、電力引込工事		◎		◎
	動力配線設備（特定の生産又は業務用設備のためのもの）		◎		◎
	動力配線設備（上記以外のもの）	○			◎
	電話設備、放送・拡声設備、監視カメラ（ITV）設備のうち、各種機器類（電話機・交換機等、マイク・スピーカー・アンプ等、受像機（テレビ）・カメラ・録画装置等）		◎		◎
	電話設備、放送・拡声設備、監視カメラ（ITV）設備のうち、配管・配線・端子盤等	○			◎
給排水 ガス 給湯 消火 衛生設備	給排水・ガス設備のうち、屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備のためのもの		◎		◎
	給排水・ガス設備のうち、屋内配管及び屋内に給水するための高架水槽・受水槽・ポンプ	○			◎
	給湯設備のうち、電気温水器・湯沸器用の局所的なもの、特定の生産又は業務用設備のためのもの		◎		◎
	給湯設備のうち、ユニットバス、床暖房用等のもの及び中央式給湯設備	○			◎
	消火設備のうち、屋外消火栓設備、消火器・避難器具・ホース・ノズル・ポンペ（家屋と一体でないもの）		◎		◎
	消火設備のうち、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備等（家屋と一体のもの）	○			◎
	衛生設備一式（洗面器、大小便器等）	○			◎
空調設備	ルームエアコン（壁掛型）、特定の生産又は業務用設備		◎		◎
	上記以外の設備	○			◎
その他の設備等	運搬設備のうち、工場用ベルトコンベア、垂直搬送機		◎		◎
	運搬設備のうち、エレベーター、エスカレーター、小荷物専用昇降機（ダムウェーター）	○			◎
	厨房設備のうち、顧客の求めに応じるサービス設備（飲食店・ホテル・百貨店等）、寮・病院・社員食堂等の厨房設備		◎		◎
	厨房設備のうち、上記以外の設備	○			◎
	冷凍・冷蔵倉庫における冷却装置、ろ過装置、POS システム、広告塔、ネオンサイン、文字看板、袖看板、簡易間仕切（衝立）、機械式駐車設備、駐輪設備、ごみ処理設備、メールボックス、カーテン・ブラインド等		◎		◎
外構工事	工事一式（門・塀・緑化施設等）		◎		◎

3 特殊自動車の区分

特殊自動車は、その規格（構造・大きさ・最高速度）で「小型特殊自動車」と「大型特殊自動車」に区分されます。大型特殊自動車は償却資産として固定資産税の対象となり、小型特殊自動車は軽自動車税（種別割）の対象となり申告が必要となります。詳しくは、次のとおりです。

下表に記載されている車両は大型特殊自動車に該当するため、償却資産の申告が必要です。

ナンバー登録の有無にかかわらず、すべて申告してください。（地方税法第341条第4号）

< 道路運送車両法施行規則第2条別表第1より >

大型特殊自動車の種類	自動車の構造および原動機	大型特殊自動車の要件
一般用・建築用	ショベル・ローダ、タイヤ・ローラ、ロード・ローラ、グレーダ、ロード・スタビライザ、スクレーパ、ロータリ除雪自動車、アスファルト・フィニッシャ、タイヤ・ドーザ、モータ・スイーパー、ダンパ、ホイール・ハンマ、ホイール・ブレーカ、フォーク・リフト、フォーク・ローダ、ホイール・クレーン、ストラドル・キャリヤ、ターレット式構内運搬自動車、自動車の車台が屈折して操向する構造の自動車、国土交通大臣の指定する構造のカタピラを有する自動車及び国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車	※ 下の項目に <u>1つでも該当する場合は</u> 、大型特殊自動車です。 ①最高速度が <u>15km/h</u> を超える。 ②長さが <u>4.7m</u> を超える。 ③幅が <u>1.7m</u> を超える。 ④高さ（ヘッドガード等含む）が <u>2.8m</u> を超える。
農耕作業用	< 乗用装置を備えている下記の車両 > 農耕トラクタ、農業用薬剤散布車、刈取脱穀作業車、田植機及び国土交通大臣の指定する農耕作業用自動車 <u>※ただし、乗用装置を備えていない場合は、最高速度に関係なく償却資産として固定資産税の対象となります。</u>	最高速度が <u>35km/h 以上</u> の場合は大型特殊自動車です。
その他	ポール・トレーラ及び国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車	すべて大型特殊自動車です。

※ 農業作業用トレーラ^(注)は、令和元年12月25日付け国土交通省告示第946号により公道走行が可能な「小型特殊自動車」に該当することとなったので、償却資産の対象となりません。

(注) 農耕トラクタのみによりけん引され、農地における肥料・薬剤等散布、耕うん、収穫等の農耕作業や農業機械等の運搬作業を行うために必要な構造を有する被けん引自動車（トレーラ）。



<参考>課税客体となる大型特殊自動車は、自動車登録番号の分類番号により次のように区分されます。

※ ナンバープレートの分類番号の最初が、「0や9」⇒ 大型特殊自動車

(0ナンバーは建設機械、9ナンバーは建設機械以外を指す。)



※分類番号とは丸囲みの数字のことをいいます。上図は「5ナンバー」(小型乗用自動車等)の例



4 納税(申告)義務者について

(1) リース資産・所有権留保付売買

リース資産は、原則として所有者であるリース会社が納税義務者であり、リース会社が申告義務を負います。ただし、所有権留保付売買(又はこれと同様と考えられるリース取引)に係る資産については、地方税法第342条第3項の規定により売主及び買主の共有物と見なされますが、社会の納税意識に合致するよう原則として買主に対して課税するものとし、申告についても原則として買主が行うこととなります。

※所有権留保 … 売主が売買代金を担保するため、代金が完済されるまで引渡しの終えた目的物の所有権を留保するもの。

※これと同様と考えられるリース取引

→ ファイナンス・リースのうち、リース期間経過後にその資産を無償又は名目的な対価による譲渡、又は無償と変わらない名目的な再リース料で再リースする条件のリース取引。この場合、所有権の移転は当初から決まっており、またリース会社の有する所有権は形式的なものに過ぎず、実質的に所有権は賃借人にあり、所有権留保付売買と同様と考えられます。

なお、平成20年4月1日以降に締結した、所有権移転外ファイナンス・リースについては、国税においては原則として借主が売買に準じた方法により減価償却を行うものとされましたが、固定資産税(償却資産)においては、従来どおり貸主(所有者)が当該資産を申告する必要があります。

項目	国税の取扱い (法人税・所得税)	地方税の取扱い (固定資産税(償却資産)の評価額)
オペレーティング・リース取引	貸主側が減価償却。 借主側はリース代を損金計上。	貸主が申告。 貸主が納税義務を負う。
ファイナンス・リース取引 (所有権留保付売買と考えられる場合を除く。)	貸主側では資産計上しない。 借主側が減価償却。(例外あり)	貸主が申告(20万円以上)。 貸主が納税義務を負う。
所有権留保付売買と考えられる リース取引	売主側では資産計上しない。 買主側が減価償却。	買主が申告。 売主と買主の連帯納税義務関係となるが、 原則として買主に課税。

(2) 合併・分割

賦課期日前又は賦課期日後によるもので扱いが異なり、次のとおりです。

○ 賦課期日前に合併・分割

→ 賦課期日時点での償却資産の所有者は、合併・分割後の法人になります。したがって、合併・分割後の法人が申告し、合併・分割後の法人が納税義務を負うことになります。

※「取得価額」と「取得時期」は、適格合併等・適格分割等、その他で、下表のとおりになります。

区分	取得価額	取得時期
適格合併等 適格分割等	①と②の合計額 ①合併・分割前の法人が用いていた当初の取得価額 ②当該資産を事業の用に供するために直接要した費用の額	合併・分割前の法人 の当初の取得時期
その他	①と②の合計額 ①取得の時ににおける当該資産の取得のために通常要する価額 ②当該資産を事業の用に供するために直接要した費用の額	合併・分割後の法人 が当該資産を受け入 れた時期

※「耐用年数」は、法定耐用年数、見積耐用年数のいずれによることも可能です（耐用年数省令第3条第1項）。さらに、適格合併等・適格分割等の場合には、合併・分割前の法人が用いていた見積耐用年数をそのまま使い続けることもできます（耐用年数省令第3条第2項）。

○ 賦課期日後に合併・分割

→ 賦課期日時点での償却資産の所有者は、引き続き合併・分割前の法人のままになります。
合併法人は、被合併法人の納税義務・申告義務を共に承継します。（地方税法第9条の3）
分割により事業を承継した法人は、連帯納税の責任が課されます。（地方税法第10条の4）

V 非課税・課税標準額の特例等

1 非課税となる償却資産

地方税法第348条、同法附則第14条に規定する一定の要件を備えた償却資産は、固定資産税が非課税になります。該当する償却資産を所有されている方は、申告書の「10.非課税該当資産」の有に○を付け、非課税内容に係る資料とともにご提出ください。

なお、非課税については、目的外使用が確認された場合には、固定資産税を課税されることになりますので、ご注意ください（地方税法第348条第3項）。

【非課税対象となる償却資産の例】（一部抜粋）

非課税対象資産	根拠法令		添付資料等
	条	項号	
宗教法人が専らその本来の用に供する境内建物及び境内地	法 第 3 4 8 条	第2項 第3号	非課税申告書 事実を証明する書類
学校法人等がその設置する学校において直接保育又は教育の用に供する固定資産等		第2項 第9号	
小規模保育事業の用に供する固定資産		第2項 第10号の2	非課税申告書 事実を証明する書類 (施設例) 小規模保育 保育所 児童養護施設 児童発達支援センター 認定こども園 養護老人ホーム 特別養護老人ホーム 身体障害者福祉センター 老人デイサービス 放課後児童健全育成事業 地域子育て支援拠点事業 事業所内保育事業等
児童福祉法に規定する児童福祉施設の用に供する固定資産		第2項 第10号の3	
認定こども園の用に供する固定資産		第2項 第10号の4	
老人福祉法に規定する老人福祉施設の用に供する固定資産		第2項 第10号の5	
障害者支援施設の用に供する固定資産		第2項 第10号の6	
社会福祉事業（認定生活困窮者就労訓練事業を除く。）の用に供する固定資産		第2項 第10号の7	
更生保護法人が更生保護事業の用に供する固定資産		第2項 第10号の8	
包括的支援事業の用に供する固定資産		第2項 第10号の9	
事業所内保育事業（利用定員が6人以上であるものに限る。）の用に供する固定資産		第2項 第10号の10	
農業協同組合法等による組合等が所有し、かつ、経営する病院及び診療所並びに家畜診療所		第2項 第11号の3	
※ 適用する非課税規定に応じて事業主体、事業内容が限定されますので、所有資産のすべてが非課税となるわけではありません。			

2 課税標準の特例が適用される償却資産

地方税法第349条の3及び同法附則第15条等の規定により、次のような資産は固定資産税が軽減されます（下表は一部抜粋）。該当する償却資産を所有されている方は、申告時に必要事項を記入のうえ、特例内容に係る資料とともにご提出ください。

【課税標準の特例対象となる償却資産の例】（一部抜粋）

適用条項		特例の対象となる資産	適用期間	特例率	添付資料
法第349条の3	第5項	① 内航船舶	期限なし	1/2	事実を証明する書類
法附則第15条	第2項	第1号 ② 公共の危害防止施設等（水質汚濁防止）	期限なし	1/2	
		第2号 ③ 公共の危害防止施設等（ごみ処理施設）	期限なし	1/2	
		第3号 ④ 公共の危害防止施設等（一般廃棄物最終処分場）	期限なし	2/3	
		第4号 ⑤ 公共の危害防止施設等（産業廃棄物処理施設）	期限なし	1/3	
		第5号 ⑥ 公共の危害防止施設等（下水道法による除害施設）	期限なし	4/5	
	(旧第32項) ⑦ 特定事業所内保育施設（企業主導型保育事業用資産）		5年間	1/2	
法附則第15条第44項 令和5年4月1日から令和7年3月31日まで に取得した資産		⑧ 先端設備等（賃上げ表明なし） （賃上げ表明あり）	3～5年間	1/2 1/3	
法附則第15条第43項 令和7年4月1日から令和9年3月31日まで に取得した資産		⑨ 先端設備等（賃上げ表明1.5%以上） （賃上げ表明3.0%以上）	3年間 5年間	1/2 1/4	

②～⑥の設備のうち、既存の当該施設又は設備に代えて設置するもの（既に事業の用に供されていたものを当該事業の用に供しなくなったことに伴い、当該事業の用に供しなくなった施設等に代えて当該事業の用に供される施設等）については、対象外となります。（地方税法施行令第11条第4項） → 新規設備のみが対象で、更新設備は対象外。

⑦は「補助開始日」の属する年の翌年の1月1日を賦課期日とする年度から5年間が対象となります。

⑧⑨は先端設備等導入計画の認定後に資産取得することが必須です。なお、適用期間及び特例率は設備の取得時期等の諸条件により異なります。

3 固定資産税の課税免除・減免が適用される償却資産

地方税法及び条例で定められた一定の要件を備えた償却資産について、所有されている方の申請があった場合に限り、固定資産税の全部又は一部について免除されます。

課税免除・・・地方税法第6条第1項の規定に基づき、霧島市税条例第70条の2、3で規定する償却資産
減免・・・地方税法第367条の規定に基づき、霧島市税条例第71条で規定する償却資産

該当する償却資産を所有されている方は、申告時に必要事項を記入のうえ、課税免除・減免内容に係る資料とともにご提出ください。

Ⅵ 償却資産申告書の記入方法

償却資産申告書の様式は、市ホームページからダウンロードできます。

第二十六号様式

令和8年度 令和8年1月00日 霧島市長殿		令和8年度 償却資産申告書		※ 該当する方を○で囲んでください。(8~14,16,17)	
受付印		法人番号のみ法人番号(13桁)を記入して ください。		所有者コード (コードが記載されています。)	
住所 (ふりがな) 1 住所 又は納税通 知書送付先		899-00000 霧島市国分中央○丁目○番○号		8 短縮耐用年数の承認 有・無	
2 氏名 (ふりがな) 法人にあっては、その名称及び代表者の氏名		かぶしがいいやこうおつ 株式会社 甲乙 代表取締役 甲乙 太郎 (電話番号)		9 増加償却の届出 有・無	
		3 個人番号又は法人番号 は法人番号		10 非課税該当資産 有・無	
		4 事業種目 (資本金等の額)		11 課税標準の特例 有・無	
		5 事業開始年月		12 特別償却又は圧縮記帳 有・無	
		6 この申告に 応答する者の 氏名		13 税務会計上の償却方法 定率法・定額法	
		7 税理士等の 氏名		14 青色申告 有・無	
資産の種類		取得価額		霧島市国分中央三丁目○番○号	
1 構築物		前年までに取得したもの(イ) 前年中に取得したもの(ロ) 計(イ+ロ+ハ) (ニ)			
2 機械及び装置		15 霧島市内における事業所等資産の所在地			
3 船舶		16 借入資産 (有・無)		17 事業所用家屋の所有区分 自己所有・借家	
4 航空機		18 備考(添付書類等)		前年度と比べて資産に増減が無い場合は、「無」を○で囲んでください。	
5 車両及び運搬具		※ 前年度より増減(有・無)		※ 廃業・解散・合併等がありましたら、その旨理由と異動年月日を記入してください。	
6 工具、器具及び備品		※ 申告書が送られた方で該当資産がない方(事業の全てをリース資産で賄っている場合など)は、「該当する資産なし」とご記入ください。			
7 合計					

Ⅶ 種類別明細書の記入方法

種類別明細書の様式は、市ホームページからダウンロードできます。

種類別明細書(増加資産・全資産用)の記載例

※ 増加資産数が多い場合は、用紙をコピーしてご使用ください。

※ 前年(令和7年)中に取得した資産及び前年までに取得した資産で申告もれとなっていた資産を記載してください。
令和8年度から初めて申告される方は、霧島市内にある全資産を記載してください。

●資産の種類(1ページ参照)
種類番号を記入してください。
1: 構築物
2: 機械及び装置
3: 船舶
4: 航空機
5: 車両及び運搬具
6: 工具、器具及び備品

●年号
年号の区分を記入してください。
3: 昭和
4: 平成
5: 令和

●取得価額
資産を取得するために、通常支出すべき金額(資産の買入手数料、運賃、振付費用等を含めたもの)を記入してください。

●増加事由
いずれかに○をしてください。
1: 新品取得
2: 中古品取得
3: 移動による受入
4: その他

第二十六号様式別表一(提出用)

令和8年度		所 有 者 コー ド		種類別明細書(増加資産・全資産用)		所 有 者 名		枚のうち					
行番	資産の種類	資産のコード	資産の名称等	数量	取得年月	取得価額	耐用年数	減価残存率	価額	課税標準額	課税標準額の特例コード	増加事由	摘要
					年 号	年 月	千円	千円	十億	百万	千円		
01	1		内装工事	1	5	7	1	899	527	20		1.2 3.4	
02	1		駐車場砂利舗装	1	5	7	8	264	922	15		1.2 3.4	
03	1		駐車場舗装工事	1	5	7	8	1	012	395	10	1.2 3.4	
04	6		看板	1	5	7	4	582	524	10		1.2 3.4	
05	6		空調機	1	5	6	2	1	009	882	6	1.2 3.4	申告もれ
06												1.2 3.4	
07												1.2 3.4	
小計				5				4	769	250			

●耐用年数
減価償却資産の耐用年数等に関する省令に掲げる耐用年数を記入してください。ただし、国税局長の承認したもの、または税務署長が認定した耐用年数によるものにあつては、当該耐用年数を記入してください。
(承認証の写しを添付してください)

種類別明細書(減少資産用)の記載例

※ 減少資産数が多い場合は、用紙をコピーしてご使用ください。

令和8年度

所 有 者 コ ー ド			種 類 別 明 細 書 (減 少 資 産 用)			所 有 者 名		枚 数				
						株式会社 甲乙		1 枚 の うち				
								1				
行 番 号	資 産 の 種 類	抹 消 コー ド	資 産 の 名 称 等	数 量	取 得 年 月	取 得 価 額			申 告 年 度	減 少 の 事 由 及 び 区 分	摘 要	
					年 号	年 月	十 億	千 万	円	1 全 部	2 一 部	
01	6	20001000	看板	1	4	5	9	462	230	1・2・3・4	1・2	924,460(数量2)のうち 462,230(数量1)減少
02	6	10005000	空調機	1	4	9	8	631	588	1・2・3・4	1・2	熊本支店へ
03										1・2・3・4	1・2	
04										1・2・3・4	1・2	
05										1・2・3・4	1・2	
06										1・2・3・4	1・	●摘要 当該資産が減少した事由について記入してください。 1.売却 ...売却先の名称等 2.滅失 ...滅失の理由等 3.移動 ...受入れ先の所在地等 4.その他...減少の事由等 減少の区分が「2.一部」に該当する場合には次の例 のように記入してください。 (例)924,460円(数量2)のうち 462,230円(数量1)減少
07										1・2・3・4	1・	
08										1・2・3・4	1・	
09										1・2・3・4	1・	
10										1・2・3・4	1・	
11										1・2・3・4	1・	
12										1・2・3・4	1・2	
13										1・2・3・4	1・2	
14										1・2・3・4	1・2	
15										1・2・3・4	1・2	
小 計				2				1,093	818			

注意 「取得年月の年号」の欄は、昭和は3、平成は4、令和は5を記入してください。

VIII 償却資産の価格（評価額）の計算

【価格（評価額）の計算方法】

申告していただいた資産の取得年月、取得価額及び耐用年数に基づき1品ごとに算出します。

前年中に取得した資産	前年前に取得した資産
取得価額 × (1 - r × 1/2)	前年度の評価額 × (1 - r)

r：耐用年数に応ずる減価率（下表参照） ※色掛け部分を、減価残存率といいます。

※算出した評価額が取得価額の5%を下回る場合は、取得価額の5%の額が評価額となります。

※全ての資産の評価額の合計が150万円（免税点）未満の場合は課税されません。

（計算例）：資産の取得価額が1,000,000円、耐用年数が4年の場合の評価額は次のとおりになります。

年度	計算式	評価額
初年度	1,000,000（円）× 0.781 = 781,000（円）	781,000円
2年度目	781,000（円）× 0.562 = 438,922（円）	438,922円
3年度目	438,922（円）× 0.562 = 246,674（円）	246,674円
4年度目	246,674（円）× 0.562 = 138,630（円）	138,630円
5年度目	138,630（円）× 0.562 = 77,910（円）	77,910円
6年度目以降	77,910（円）× 0.562 = 43,785（円） < 50,000（円）（※）	50,000円

※ 6年度目で算出額が取得価額の5%（50,000円）より小さくなるので、6年度目以降の評価額は50,000円となる。

参考＜旧定率法により減価償却を行った減価残存率表＞

耐用年数 （年）	減価率	減価残存率		耐用年数 （年）	減価率	減価残存率	
		前年中取得	前年前取得			前年中取得	前年前取得
		1 - 減価率 ÷ 2	1 - 減価率			1 - 減価率 ÷ 2	1 - 減価率
2	0.684	0.658	0.316	17	0.127	0.936	0.873
3	0.536	0.732	0.464	18	0.120	0.940	0.880
4	0.438	0.781	0.562	19	0.114	0.943	0.886
5	0.369	0.815	0.631	20	0.109	0.945	0.891
6	0.319	0.840	0.681	21	0.104	0.948	0.896
7	0.280	0.860	0.720	22	0.099	0.950	0.901
8	0.250	0.875	0.750	23	0.095	0.952	0.905
9	0.226	0.887	0.774	24	0.092	0.954	0.908
10	0.206	0.897	0.794	25	0.088	0.956	0.912
11	0.189	0.905	0.811	26	0.085	0.957	0.915
12	0.175	0.912	0.825	27	0.082	0.959	0.918
13	0.162	0.919	0.838	28	0.079	0.960	0.921
14	0.152	0.924	0.848	29	0.076	0.962	0.924
15	0.142	0.929	0.858	30	0.074	0.963	0.926
16	0.134	0.933	0.866	35	0.064	0.968	0.936

IX 不申告又は虚偽の申告について

正当な理由がなく償却資産の申告をされなかった場合は、地方税法第386条の規定により過料を科せられることがあります。また虚偽の申告をされますと、同法第385条の規定により罰金等を科せられることもありますので、期限内に正しく申告してください。

X 過年度への遡及について

申告漏れ等の償却資産につきましては、申告していただいた現年度だけではなく、資産を取得された年度の翌年度まで遡及して固定資産税を課税することになります。ただし、地方税法第17条の5の規定により、**最大5年**（偽りその他不正の行為により、その全部若しくは一部の税額を免れ、若しくはその全部若しくは一部の税額の還付を受けた地方税については、最大7年）を**限度とします**。過年度分の課税が発生した場合は、随時期で納付していただきます。具体的な納期・納税額については、年度毎に作成する納税通知書でご確認ください。

XI 調査協力をお願い

課税の公平・公正性の確保を図るため、地方税法第408条の規定に基づき実地調査を行っております。資料の提出や調査の立会いにご協力をお願いします。また、申告内容に疑義がある場合や未申告の場合などは、電話または文書等で調査を行うことがあります。ご理解ご協力のほど、よろしくお願いします。

XII 償却資産 Q & A

[申告全般]

Q 1 昔から事業を行っていたが、償却資産申告書が初めて送られてきた。申告しなければならないか？

また、申告書が送られてこない場合は申告をしなくてもよいか？

A 1 登記制度のある家屋や土地とは違い、償却資産は自治体での把握が困難なため、地方税法の規定により所有者が償却資産所在地の市町村に申告する制度となっています。申告書が届かなくても、事業用資産をお持ちの法人・個人は、償却資産の申告を自ら行う義務があります。この手引きをご覧になり、申告をお願いいたします。

Q 2 毎年、税務署へ法人税（又は所得税）の申告をしているのに、市にも申告が必要なのか？

A 2 税務署への申告は「法人税または所得税（国税）」の申告で、そこで申告する減価償却資産は「減価償却費を経費」として計上するためのものです。一方、今回申告いただく償却資産の申告は「固定資産税（市町村の税）」としての申告のため、税務署（国）とは別に市へ償却資産の申告が必要です。

Q 3 法人税・所得税は非課税となっている場合であっても、償却資産の申告をしなければならないか？

A 3 償却資産をお持ちであれば、申告が必要です。例えば、社会福祉法人が所有していても、有料老人ホームや職員寮等の福利厚生施設は、固定資産税の課税対象となります。

ただし、地方税法で定められた一定の資産について固定資産税は非課税です（別途、非課税申告が必要です）。なお、非課税となるのは、非営利法人（社会福祉法人、公益財団法人、学校法人等）所有の償却資産すべてではなく、地方税法で定められた一定の資産のみです。詳しくは、税務課固定資産税グループまでお問合せください。

Q 4 昨年と資産は同じ状況であるが、申告書は提出しなければならないか？

A 4 地方税法で、毎年1月1日現在に所有している資産について、申告をしなければならないこととなっています。よって、資産に異動はなくても、申告をお願いします。なお、申告書の提出がない場合には、前年度の償却資産課税台帳に記載した資産を当該年度も所有しているとみなして償却資産課税台帳に登録しますが、登録後に改めて申告をお願いする場合があります。

Q 5 本支店はあるが、償却資産の申告は本店所在地の他市町村にしている。霧島市にも申告が必要か？

A 5 償却資産の申告は、償却資産所在地の市町村に行う必要があります。霧島市内に償却資産がある場合は、霧島市にも申告が必要です。

Q 6 複数で所有している資産の申告はどのようにすればよい？

A 6 単独所有の資産とは別に申告が必要です。共有者のうち代表者を決め「代表者名 外○名」として申告をしてください。共有者で案分した取得価額での申告はできませんのでご注意ください。

なお、固定資産税が課税される場合は、単独名義の納税通知書とは別に「代表者名 外○名」という表示で納税通知書を作成いたします。

[償却資産の申告対象と申告額]

Q 7 事業用の建物（店舗・アパート）を所有している。どのようなものが申告対象か？

A 7 建物の本体は、固定資産税の「家屋」として評価します。「家屋」として評価しない、受変電設備、蓄電池設備、電気引込工事、屋外給排水設備などの建物附属設備、外構工事や外灯、広告塔などの構築物等については、償却資産として申告の対象になります。

固定資産税上では構築物に該当する「駐車場舗装、門扉、フェンス、塀、排水溝等」を税務会計上では建物の取得価額に含めて処理をしている場合、償却資産申告の際は「家屋」と「償却資産」を区別（工事見積書等から償却資産部分の取得価額を算出）して申告する必要があるのでご注意ください。

Q 8 事務所等を借りて営業をしている。テナントで取付けた設備は誰が申告しなければいけないか？

A 8 テナント入居者が行った内装工事・電気工事等は、そのテナントの入居者が申告してください。

Q 9 25万円の機械を購入したが、法人税の申告では租税特別措置法の規定により損金算入している。この機械についても償却資産の申告が必要か？

A 9 申告が必要です。中小企業が取得した30万円未満の減価償却資産については、取得額の全額を損金算入できる特別措置が講じられていますが、これは国税（法人税・所得税）における措置であり、固定資産税（償却資産）では適用されません。少額資産については、手引きP2少額資産の取扱いをご覧ください。

Q 10 50万円の補助金交付を受けて、100万円の備品を購入した。法人税の申告では、圧縮後の取得価額で処理している。償却資産の申告ではいくらで申告すればよい？

A 10 固定資産税（償却資産）では、圧縮記帳の制度は認められていません。圧縮前の取得価額である100万円で申告をしてください。

Q 11 取得価額は、消費税込みでよい？

A 11 税務会計上、採用している経理方式によることとなります。法人税・所得税で、税抜経理方式を採用している場合は消費税抜きの取得価額で、税込経理方式を採用している場合は消費税込みの取得価額で申告してください。なお、消費税の免税事業者は、消費税込みの取得価額で申告してください。